

「消費税引き上げに伴う経済政策パッケージ」(税制)のポイント

(10/1閣議決定)

中小企業投資促進税制の拡充・延長や 所得拡大促進税制が拡充！

射水商工会議所
日本商工会議所

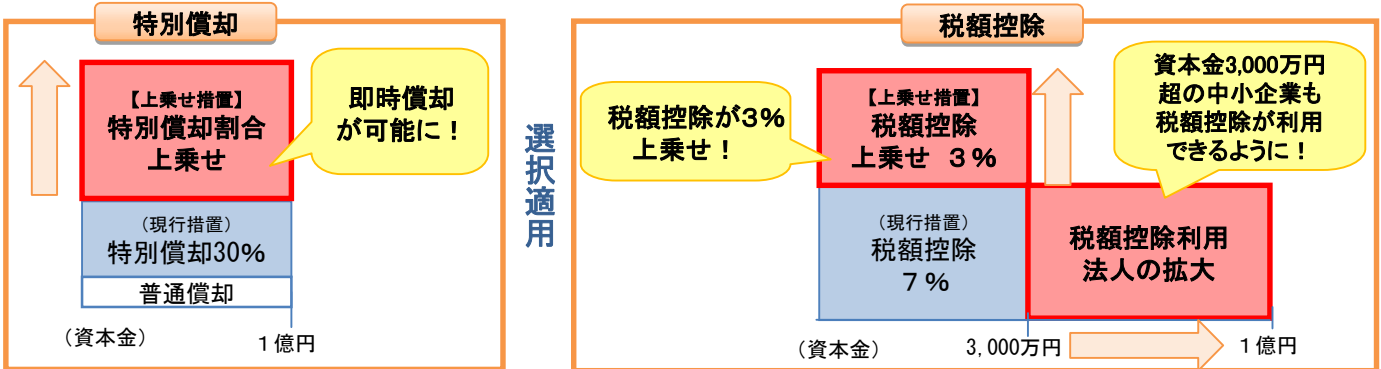
設備投資減税が大幅に拡充されます！

※本チラシ内の「中小企業者」とは資本金1億円以下の法人です

《注意！》産業競争力強化法(仮称)の施行日以降に導入した設備が対象です

中小企業投資促進税制の拡充・延長【3年間】

- ▶ ソフトウェアが組み込まれた設備等（生産性向上設備）を導入した場合、上乘せ減税が措置されます（平成29年3月31日まで）。



生産性向上設備

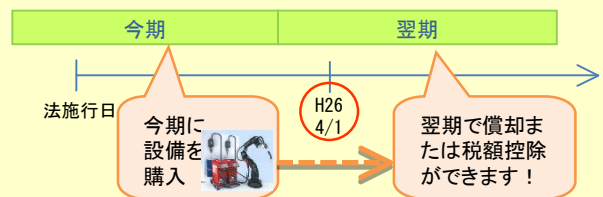
一定の期間内に発売され、かつ旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性が向上する設備

<対象>

- 機械・装置
- 一定の器具・備品(サーバー、試験・測定機器)
- 生産現場の情報把握・分析指示を可能とするソフトウェア
- ソフトウェアが組み込まれた機械・装置については、最新モデルでなくとも、一定の期間内に発売された一代前のモデルも含める



* 産業競争力強化法(仮称)の施行日から、平成26年3月31日以前に終了する事業年度の設備投資分については、平成26年4月1日を含む事業年度において、相当額の償却または税額控除ができます



少額減価償却資産の特例の延長【2年間】

- ▶ 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用期限が2年間延長されます（平成28年3月31日まで）。

対象	取得価額	償却方法	合計300万円まで
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入(即時償却)	
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入(即時償却)	

生産性向上設備投資促進税制の創設

*** 資本金1億円超の中堅企業も対象です！**

- ▶ 以下の設備等の取得等をした場合に、特別償却または税額控除ができます(平成29年3月31日まで)。

①先端設備

一定の期間内に発売され、かつ旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性が向上する設備

<対象>

- 機械・装置、一定の工具、器具備品、建物および建物附属設備。
- 中小企業者等については一定のソフトウェアおよびサーバーを含む**
- (生産現場の情報把握・分析指示を可能とするもの)
- 中小企業者等が取得等するソフトウェアが組み込まれた機械・装置については、最新モデルでなくとも、一定の期間内に発売された一代前のモデルも含める

<確認方法> 工業会等がメーカーから申請を受けて確認



平成26年3月31日以前に終了する事業年度の設備投資分については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却または税額控除ができます

②生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であることについて、経済産業局の確認を受けたもの

<対象>

- 機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物およびソフトウェア

産業競争力強化法(仮称)の施行日から平成29年3月31日までに取得をした設備等について、以下の特別償却(即時償却)または税額控除

	~28.3.31	~29.3.31
機械装置など	即時償却または5%税額控除	50%特別償却または4%税額控除
建物、構築物	即時償却または3%税額控除	25%特別償却または2%税額控除

所得拡大促進税制が拡充されます！

▶雇用者給与等支給増加割合要件（現行：5%以上）が適用年度の区分に応じて見直されます。

控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除
（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）

【要件①】
基準年度と比較して、
平成25年・26年度は2%以上、
平成27年度は3%以上、
平成28年・29年度は5%以上、
給与等支給額を増加

控除対象給与等支給増加額

控除対象給与等支給増加額

【要件③】
継続雇用者に対する平均給与等支給額が前年度を上回ること

【要件②】
給与等総支給額が前年度以上であること

対象給与等支給額

対象給与等支給額

対象給与等支給額

基準年度

適用初年度

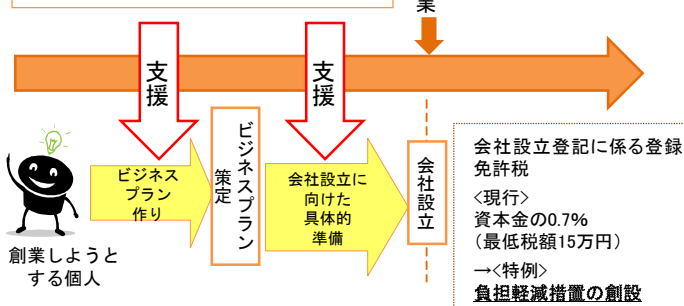
適用2年目

創業・ベンチャーを支援する税制が創設されます！

創業に係る登録免許税の軽減措置の創設

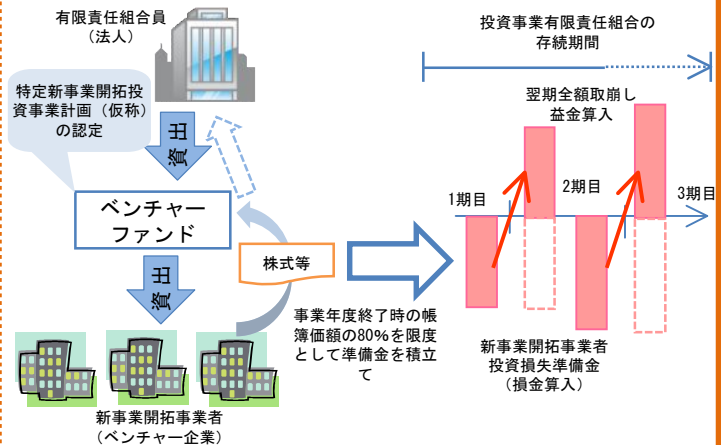
▶産業競争力強化法（仮称）の下、市町村における総合的な創業支援の枠組みを活用しつつ株式会社を設立する場合、登録免許税の負担が軽減されます（会社設立の場合、資本金の0.7%→0.35%〈最低税額7.5万円〉）。

市区町村における総合的な創業支援の枠組み（事業者関係団体、地域金融機関等による経営・財務研修、ビジネスプラン作成支援、販路開拓支援等）



企業のベンチャー投資促進税制の創設

▶民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促進するため、経営・技術指導を行うベンチャーファンドへ出資する企業に税制上の支援措置が創設されます。



研究開発や企業の防災を支援する税制措置等

研究開発税制の拡充・延長

▶研究開発税制の上乗せ措置の適用期限が3年間延長されます（平成29年3月31日まで）。

▶増加型について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組みになります。

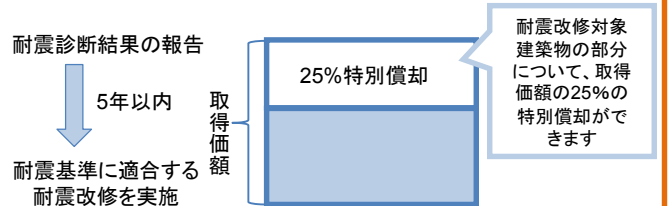
【高水準型】
税額控除額＝
売上高の10%を超える
試験研究費の額×控除率

【増加型】
税額控除額＝
試験研究費の増加額
×5～30%

【総額型】 控除額＝試験研究費の総額×8～10%

防災・減災に係る減税措置の創設

▶老朽化した建築物を更新すること等による防災力の向上等を図るため、既存建築物の耐震改修投資促進のための税制措置が創設されます。



今後の検討事項

▶復興特別法人税の1年前倒しの廃止については、12月中に結論を得る予定です。

▶償却資産に係る固定資産税については、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討することとなりました。

消費税率引き上げに伴う転嫁対策について

- ▶来年4月に消費税率が5%から8%へ引き上げられることが決定しました。
- ▶消費税の転嫁対策特別措置法の5つのポイントは以下のとおりです。
 - ①消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき等）が禁止されます！
 - ②消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告を行うことが禁止されます！
 - ③「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められます！
 - ④中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や、表示方法を統一すること（表示カルテル）が認められます！
 - ⑤国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備は国等が責任をもって行うこととなります！

☆消費税の転嫁対策特別措置法が10月1日に施行されました。

消費税引き上げに向けて、経営力向上につながる税制措置を活用しましょう！

（本チラシは、平成25年10月4日現在の情報をもとに作成しております。）